

東大和市営住宅条例の一部を改正する条例

東大和市営住宅条例（平成9年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。